



## 4. 誘導施設・誘導施策

### (1) 誘導施設の設定

誘導施設とは、都市再生特別措置法に定める「都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設」のことであり、本計画においては、大樹町のまちづくりに貢献すると考えられる、右表の施設を誘導施設として位置付けます。

- ・スーパーマーケット（店舗面積 500 m<sup>2</sup>以上）
- ・コワーキングスペース
- ・病院
- ・認定こども園
- ・屋内遊戯施設
- ・生涯学習センター
- ・高齢者向け福祉施設
- ・学童保育所
- ・図書館

### (2) 誘導施策の設定

都市機能の誘導や居住誘導を図るため、大樹町で取り組む誘導施策は下表の通りです。

① 都市機能の誘導に向けた施策	i) 道の駅周辺における商業・交流機能の確保	・商業機能やコワーキングスペース、町民の憩いの場などを創出する。 ・スーパーマーケットは都市機能誘導区域内での維持を働きかける。
	ii) 医療・福祉機能の維持・誘導	・医療・福祉機能が集積する町立病院の周辺に、今後とも必要となる医療福祉関係の施設の集積を検討。 ・大樹交通公園周辺の準工業地域は、多様な住宅や子育て、健康医療福祉関連施設などの機能の導入について検討。
	iii) 子育て・老若男女の居場所づくりの検討	・学童保育所、屋内遊戯施設の整備を検討。
	iv) 生涯学習センターおよび図書館のあり方検討	・生涯学習センターは、早急に既存設備の更新や大規模改修等を行う。 ・図書館は都市機能誘導区域での新規整備または既存施設の増改築を検討。
② 居住の誘導に向けた施策	i) まちなかの低未利用地活用に対する検討	・寿町団地の建設、双葉町団地の現地建替え、松山団地の除却を行う。 ・「大樹町空き家情報」活用など空き家の有効活用に向けた取組を推進。 ・大樹交通公園周辺の準工業地域は、多様な住宅や子育て、健康医療福祉関連施設などの機能の導入について検討。
	ii) 需要に応じた住宅地の確保	・旧日方団地は住宅地として分譲し、近接する鏡町団地は子育て世帯に配慮した公営住宅の整備を検討。 ・今後の公共施設の建替等に伴う跡地利用の選択肢として分譲化を検討。
	iii) 移住・定住の促進	・需要等に応じて新規お試し暮らし住宅の整備について検討。 ・住宅を新築・購入する方に対する補助金を継続するほか、居住誘導区域への誘導促進が図られる施策を検討。
	iv) 民間賃貸住宅供給に向けた支援	・既存の民間賃貸住宅に対して建設費補助を行うなどの支援方策を検討。
	v) 高齢者向け住宅等の供給	・老朽化し需要の低い公営住宅等について、高齢者向け住宅、高齢者向け施設等への転用を検討。
	vi) 高齢者の住み替え支援	・町外に転出せず町内で最後まで住み続けられるために、町内の高齢者住宅への住み替えの支援を検討。
③ 公共交通に関する施策	i) 交通結節点機能の向上	・道の駅「コスモール大樹」では、地域公共交通やマイカーへの乗換えなどの促進を図る交通結節点としての機能を高める。
	ii) 市街地循環バスの運行	・市街地に立地している生活利便施設と市街地住宅街を繋ぐ、市街地循環バスの運行を継続。
	iii) 農村部等における公共交通の利便性確保	・公共ライドシェアの実証実験結果を踏まえ、公共交通のあり方を検討。
	iv) 町内交通への自動運転技術の導入検討	・自動運転技術等の先進技術の開発状況を鑑み、町内交通への導入を検討。

## 5. 防災指針

大樹町においては、洪水による浸水エリアが市街地の中心部に及んでいる状況を踏まえ、災害リスクをできる限り回避もしくは低減させることを目的とし「災害に強い安全・安心なまちづくり」に向けた取組を定めます。

① 津波避難タワーの整備	・浜大樹地区、旭浜地区において、一時避難用のタワーを各 1 基ずつ建設することで、津波からの避難時間や避難経路の短縮を図る。
② 公共施設の計画的な維持管理	・災害時の避難場所として活用される公共建築物については、「公共施設等総合管理計画」等に沿って計画的な維持管理や施設の更新を実施。 ・令和 8 年度以降に予定する柏林公園整備のなかで、防災機能を有する施設の検討を行う。
③ 災害時の避難経路の整備	・災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、救急救援活動等に必要緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進 ・洪水等の災害のおそれがある際に、住民が円滑に避難できるよう、避難等に支援が必要な方々の名簿作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進。
④ 住宅や建築物の耐震化の促進	・「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細やかな対策を実施。 ・近年の自然災害の激甚化、頻発化による地域住民の関心の高まりを踏まえ、住まいの防災機能強化に向けた支援を検討。
⑤ 地域防災力の向上	・「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進など地域防災力の強化に向けた取組を推進。

## 6. 定量的な目標値

計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に図るため、記載された施策・事業の取組について、原則として、総合計画の策定（10 年毎）と並行して検証と見直しを行うほか、必要に応じて総合計画の実施計画改定（5 年毎）や大樹町都市計画マスタープランの改定に併せた検証や見直しを検討します。

施策の評価にあたって以下の目標値を設定します。

指標	方向性	基準値（基準年）	目標値（R12）	目標値（R17）
都市機能誘導区域に立地する誘導施設数	増加	11 施設（R7）	11 施設	12 施設※ <sup>1</sup>
居住誘導区域の人口※ <sup>2</sup>	減少抑制	3,640 人（R7.3）	3,657 人	3,539 人
実質公債費比率※ <sup>3</sup>	増加抑制	9.5%（R4）	12.0%	13.6%
コミュニティバス利用者数	増加	2,243 人（R6）	2,750 人	2,750 人

※<sup>1</sup>：現施設の維持に加え、屋内遊戯施設の新規立地を目指す。

※<sup>2</sup>：調査の容易性に配慮して、柏木町、新通、本町、双葉町、西本通、緑苑、松並町、緑町、鏡町、新大樹、寿町（用途地域内のみ）、麻友、南町、中大樹（用途地域内のみ）を集計対象とする。

※<sup>3</sup>：実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債額）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。数字が小さいほど、健全度が高い。